

令和6年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

総務局

## 目 次

	ページ
1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例 新旧対照表	1
2 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例 新旧対照表	2
3 収入証紙に関する条例 新旧対照表	7
4 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	8



2 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地支援事業 <u>別表の左欄に掲げる</u> _____ 事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</p> <p>（削除）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地支援事業 <u>次のいずれかに該当する事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当する事業のうち、</u> <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E一製造業、大分類F一電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G一情報通信業、大分類I一卸売業、小売業、大分類L一学術研究、専門・技術サービス業、大分類M一宿泊業、飲食サービス業又は大分類N一生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</u></p> <p><u>(イ) 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業</u></p> <p><u>(ロ) ロボットに関する事業</u></p> <p><u>(ハ) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）の利用に関する事業</u></p> <p><u>(ニ) 水素エネルギーに関する事業</u></p> <p><u>(ホ) 観光に関する事業</u></p> <p><u>(ヘ) 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業</u></p> <p><u>(ニ) 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業</u></p> <p><u>(ク) 情報通信又は電子工学に関する事業</u></p> <p><u>(ケ) 輸送用機械器具に関する事業</u></p> <p><u>(コ) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報</u></p>

改 正	現 行		
<p>(削除)</p> <p>(2) <u>対象不動産 企業立地支援事業を行う者が取得した不動産で、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものをいう。</u></p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第3条 企業立地支援事業を行う者(令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。)が、<u>別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第28項の規定にかかわらず、同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第29項の規定は適用しない。</u></p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="199 1529 767 2029"> <tr> <td data-bbox="199 1529 496 2029"> <p>1 <u>次のいずれかに該当する事業のうち、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、</u></p> </td> <td data-bbox="499 1529 767 2029"> <p><u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋(4の項に定めるものを除く。)で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</u></p> </td> </tr> </table>	<p>1 <u>次のいずれかに該当する事業のうち、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、</u></p>	<p><u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋(4の項に定めるものを除く。)で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</u></p>	<p><u>告されたものに限る。)であるものに 限る。)の感染の防止に資する製品に 関する事業</u></p> <p>イ <u>横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業(アに掲げるものを除く。)のうち、日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業又は中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。)に属するもの</u></p> <p>(2) <u>対象不動産 企業立地支援事業を行う者が取得した家屋で当該企業立地支援事業に関する事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地をいう。</u></p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第3条 企業立地支援事業を行う者(令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。)が、<u>_____対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第28項の規定にかかわらず、同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第29項の規定は適用しない。</u></p> <p>(新規)</p>
<p>1 <u>次のいずれかに該当する事業のうち、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、</u></p>	<p><u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋(4の項に定めるものを除く。)で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</u></p>		

改 正	現 行
<p>大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</p> <p>(1) <u>食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業</u></p> <p>(2) <u>ロボットに関する事業</u></p> <p>(3) <u>2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）に資するものに関する事業</u></p> <p>(4) <u>観光に関する事業</u></p> <p>(5) <u>技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業</u></p> <p>(6) <u>高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事</u></p>	

改 正		現 行
業 <u>(7) 情報通信又は電子工学に関する事業</u> 業 <u>(8) 輸送用機械器具に関する事業</u>		
<u>2 横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業（前項に掲げるものを除く。）のうち、日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。）、中分類25—はん用機械器具製造業、中分類26—生産用機械器具製造業又は中分類27—業務用機械器具製造業に属するもの</u>	<u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（4の項に定めるものを除く。）で事務所、事業所、研究所若しくは工場の用に供するもの又はその敷地である土地</u>	
<u>3 日本標準産業分類に定める大分類E—製造業、大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G—情報通信業、大分類I—卸売業、小売業、大分類L—学術研究、専門・技術サービス業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業又は大分類N—生活関連サービス業、娯楽業に属する事業（前2項に掲げ</u>	<u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（次項に定めるものを除く。）で研究所の用に供するもの</u>	

改 正		現 行
<p>るものを除く。)</p> <p>4 <u>日本標準産業分類に定める中分類09—食料品製造業、中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業、中分類17—石油製品・石炭製品製造業、中分類25—はん用機械器具製造業、中分類26—生産用機械器具製造業、中分類27—業務用機械器具製造業又は中分類31—輸送用機械器具製造業に属する事業</u></p>	<p><u>企業立地支援事業のうちこの項の左欄に掲げる事業に関する家屋（地方税法第73条の2第3項の規定により家屋の取得とみなされる家屋の改築であって、大規模な設備投資を伴うものにより、家屋の一部を取得した場合に限る。）</u></p>	

3 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名 称	根 拠 規 定	名 称	根 拠 規 定
1～12 （略）		1～12 （略）	
13 <u>大麻草採取栽培者免許申請手数料</u> <u>大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料</u> <u>大麻草採取栽培者免許証再交付手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第2条	13 <u>大麻取扱者免許申請手数料</u> <u>大麻取扱者登録変更手数料</u>  <u>大麻取扱者免許証再交付手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第2条
14～19 （略）		14～19 （略）	
20 （略） <u>工作物に関する中間検査申請等手数料</u> <u>建築物の敷地と道路との関係の制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料</u> <u>道路内における建築制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料</u> （略）	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19	20 （略） <u>工作物に関する中間検査申請等手数料</u> （新規）  （新規）  （略）	神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の19
21～32 （略）		21～32 （略）	

4 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表  
 〈本則関係〉

改 正			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1・2（略）			1・2（略）		
3 文化スポーツ観光局関係 （略）			3 国際文化観光局関係 （略）		
4・5（略）			4・5（略）		
6 健康医療局関係			6 健康医療局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～7（略）			1～7（略）		
8 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者免許申請手数料	（略）	8 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者の免許の申請に対する審査	大麻取扱者免許申請手数料	（略）
9 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料	（略）	9 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更	大麻取扱者登録変更手数料	（略）
10 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	（略）	10 大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付	大麻取扱者免許証再交付手数料	（略）
11～167（略）			11～167（略）		
7～9（略）			7～9（略）		
10 公安委員会関係			10 公安委員会関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～14（略）			1～14（略）		
14の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料	1万4,000円	14の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料	1万2,700円
15～21（略）			15～21（略）		
22 削除			22 警備業法第5条第5項の規定に基づく警備業認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料	2,000円

改 正			現 行		
23 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新申請手数料	(略)	23 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定証更新申請手数料	(略)
24 削除			24 警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え	警備業認定証書換え手数料	2,200円
25～34 (略)			25～34 (略)		
(削除)			35 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,700円
(削除)			36 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	自動車運転代行業認定証書換え手数料	2,100円
(削除)			37 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業開始届出証明書交付手数料	3,600円
(削除)			38 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,600円
(削除)			39 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数料	1,100円
11 (略)			11 (略)		

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

〈附則第4項関係〉

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名 称	根 拠 規 定	名 称	根 拠 規 定
1～28 （略）		1～28 （略）	
29 （略）	神奈川県手数料条例第2条	29 （略）	神奈川県手数料条例第2条
（削除）		<u>警備業認定証再交付手数料</u>	
<u>警備業認定更新申請手数料</u>		<u>警備業認定証更新申請手数料</u>	
（削除）		<u>警備業認定証書換え手数料</u>	
（略）		（略）	
（削除）		<u>自動車運転代行業認定証再交付手数料</u>	
（削除）		<u>自動車運転代行業認定証書換え手数料</u>	
（削除）		<u>探偵業開始届出証明書交付手数料</u>	
（削除）	<u>探偵業変更届出証明書交付手数料</u>		
（削除）	<u>探偵業届出証明書再交付手数料</u>		
30～32 （略）		30～32 （略）	

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第85号）新旧対照表

〈附則第5項関係〉

改 正	現 行
附 則	附 則
1・2 （略）	1・2 （略）
3 <u>別表の3 文化スポーツ観光局関係の表4</u> の項の規定は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）の規定による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。	3 <u>改正後の別表の3 国際文化観光局関係の表4</u> の項の規定は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）の規定による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。
4～7 （略）	4～7 （略）